

# 太良町民間賃貸住宅等建設事業補助金について

太良町内に「賃貸住宅」又は「従業員宿舍」(以下「民間賃貸住宅等」という。)を新築で建設した場合、その建物を所有する法人又は個人に対して、町がその建設費用の一部を補助します。

## 補助金額

1戸当たり床面積(共用部分を除く)

- |               |         |
|---------------|---------|
| ① 30㎡以上 50㎡未満 | 150万円/戸 |
| ② 50㎡以上 70㎡未満 | 200万円/戸 |
| ③ 70㎡以上の場合    | 250万円/戸 |



## 補助金の要件

※ 次に掲げる全てに該当するものとする

### ★補助対象となる「民間賃貸住宅等」とは

- ① 2戸以上の戸建て住宅又は1棟当たり2戸以上の共同住宅で賃貸契約を締結して賃貸する新築住宅であること。
- ② 1戸当たりの床面積が30㎡以上の独立した住宅であること。
- ③ 各戸に玄関、トイレ、浴室及び台所が設置されていること。
- ④ 敷地内に住戸1戸当たり1台以上の専用駐車場が確保されていること。
- ⑤ 合併処理浄化槽又は漁業集落排水設備に接続していること。
- ⑥ 建築基準法、その他関係法令の基準に適合していること。
- ⑦ 組立て式仮設住宅等の簡易なものでないこと。
- ⑧ 公共事業その他補助事業等により補償を受けて新築するものではないこと。

### ★補助対象者の要件

- ① 町内に民間賃貸住宅等を建設し、その建物の所有者となる法人又は個人
- ② 町税、使用料、手数料及びその他太良町に対する債務を滞納していない者
- ③ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でない者
- ④ 宗教法人ではない者
- ⑤ 民間賃貸住宅等を建設後、入居状況報告が可能な者

### ★次に掲げる事項を遵守できるもの

- ① 民間賃貸住宅等の建設後、10年を経過するまで民間賃貸住宅等の用に供すること。
- ② 民間賃貸住宅等に所有者本人及びその2親等以内の親族を入居させてはならないこと。
- ③ 民間賃貸住宅等に所有法人の役員等及びその2親等以内の親族を入居させてはならないこと。

## 事業実施期間

令和3年度から令和5年度まで(3カ年間)

問い合わせ先 太良町役場 企画商工課 企画情報係 Tel.0954-67-0312(直通)

※補助金の交付を受けるには、町への事前協議書の提出及び認可を受ける必要があります。

町の認可を受けず建設された民間賃貸住宅等には、補助金が交付されませんので留意ください。

